平成２２年（フ）第３７３号
富山市才覚寺103番地１　フィールド　ヴィレジィＴ２―301号
債務者　後藤　　都
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９８号
福井市加茂河原２丁目20番７号
債務者　吉村　義男
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
福井市二の宮１丁目４番10号　グレイスフル二の宮201号室、旧住所福井県大野市高砂町３番10号
債務者　影路美智代
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
福井市門前２丁目612番地　クオレモンゼン105号
債務者　影路八重子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
福井県鯖江市鳥羽３丁目11番６―５号
債務者　吉村　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
福井県鯖江市鳥羽３丁目11番６―５号
債務者　吉村ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
福井県坂井市坂井町宮領第39号151番地２
債務者　家山　直美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
福井県坂井市三国町滝谷第55号49番地104、住民票上の住所福井市川尻町第27号19番地
債務者　前川　春樹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
福井県坂井市三国町滝谷第55号49番地104、住民票上の住所福井市川尻町第27号19番地
債務者　前川　実加
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
福井県坂井市丸岡町寅国第４号28番地
債務者　西永美千代
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
福井市問屋町１丁目124番地　ラフォーレ北野601号室
債務者　近藤はるみ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
兵庫県豊岡市土渕46番地
債務者　中嶋由希子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１号
福島県須賀川市西川字坂の下111番地１　サンデュエル須賀川201号
債務者　橋本　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
住民票上の住所埼玉県春日部市備後東６丁目11番８号
債務者　三浦　貴大
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３６号
千葉県流山市加１丁目11番地　アルス流山513
債務者　大宮　麻美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９６４号
千葉県松戸市栄町４丁目259番地の１　ウッドベル103号
債務者　中田　由佳（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３号
千葉県流山市駒木台217番地の15
債務者　山田　正道
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部